

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法の改正（平成15年6月13日法律第81号）により指定管理者制度が導入されたこととともない、東区政策企画課所管の東石山コミュニティハウスについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、指定管理者候補者選定委員会を開催し、以下のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

施設名 及び所在地	指定管理者（候補者）
新潟市東石山コミュニティハウス 新潟市東区岡山149番地6	東中野山小学校区コミュニティ協議会 会 長 小川 守 住 所 新潟市東区東中野山7丁目8番7号

選定理由等

指定管理者 選定委員会	委員長 鶴巻 恒雄（東区役所 区長） 副委員長 朝妻 厚（東区役所 副区長） 委員 橋本 京子（東区自治協議会 委員） 委員 和田 忠敏（東区自治協議会 委員） 委員 関 武矩（東区自治協議会 委員）
指定期間 （予定）	平成21年4月1日～平成24年3月31日
応募状況	非公募 「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例」第9条第3項
選定理由	コミュニティ施設については、その管理・運営を地域の団体に担っていただくことで、地域コミュニティの主体性や活性化を図ることができるものと判断した。 東区政策企画課では、上記団体から提出された指定申請書及び事業計画書などについて、指定管理者候補者選定委員会を開催し、総合的に評価・選考を行った結果、当該コミュニティハウスの設置目的を効果的に達成することができる団体として、被選考者を指定管理者候補者として選定した。
スケジュール	指定申請書等の受付 9月10日～9月30日 申請書類の事前審査 10月10日～10月16日（各委員による） 指定管理者選定委員会 10月17日 今後、市議会の議決を経て指定管理者に指定される。
所管部署 （問合せ先）	東区 政策企画課 地域振興係 TEL：025-272-1000 内線2120 E-mail:seisaku.e@city.niigata.lg.jp